

## 役員等報酬および費用弁償規定

### (目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人メイプル（以下法人という。）の役員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

### (報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬はなしとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が理事会に出席するための費用を弁償する。

2. 費用弁償額は、理事会の1回につき現住所が滋賀県以外の役員等については、5,000円、その他の役員等については3,000円とする。  
但し、後援会社籍の役員等については支給しない。

### (改 正)

第4条 この規定の改正については、理事会の議決を要する。

### 付則

この規定は、平成25年12月9日から施行する。